

稲毛区地域活性化支援事業に係る審査要領

1 目的

この要領は、稲毛区地域活性化支援事業の補助金交付決定の審査について、稲毛区地域活性化支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）を補完し、定めるものとする。

2 審査委員会

審査にあたっては、以下のとおり審査委員会を設置する。

- (1) 審査委員会に委員長、副委員長、委員を置く。
- (2) 委員長は稲毛区長とする。委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。
- (3) 副委員長は稲毛区副区長とする。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 委員は稲毛保健福祉センター所長、稲毛区地域づくり支援課長のほか、委員長が指名する者とする。
- (5) 審査委員会は非公開とする。
- (6) 審査委員会の事務局は、稲毛区地域づくり支援課に置く。

3 アドバイザー

審査委員会は、アドバイザーを置くことができる。

- (1) アドバイザーは、審査委員長が選任する。

(2) アドバイザーの役割

ア 公開プレゼンテーションへの出席

- (ア) プレゼンテーションについて、質問・意見を述べることができる。
- (イ) 講評を行う。

イ 審査委員会への出席

審査委員に対しアドバイスを行う。

4 審査の流れ

(1) 第1次審査

事務局は、稲毛区自主企画事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及び実施要領第2条及び第3条に基づき提出書類の確認を行い、確認結果を委員長に報告し、第1次審査通過団体を決定する。審査するにあたり、必要に応じて、申請団体へヒアリング等を行うことができる。第1次審査の結果は申請団体へ文書で通知する。

(2) 第2次審査

審査委員会は、第1次審査を通過した団体の第2次審査を行う。

ア 公開プレゼンテーション

申請団体による公開プレゼンテーションは、以下（ア）～（ウ）の項目により行う。

- （ア）プレゼンテーションを行う者は、団体の代表者を含む2名までとする。
- （イ）プレゼンテーションは10分以内とする。
- （ウ）公開プレゼンテーションに欠席した団体は失格とする。

イ 審査委員会

公開プレゼンテーション後に審査委員会を開催する。審査は以下（ア）～（ウ）の項目により行う。

- （ア）審査委員会は公開プレゼンテーションについて別表に掲げる審査票を用いて採点を行う。
- （イ）審査委員の平均得点の上位の団体から順位を決定する（ただし、採択予定枠数を超える応募があり、同一テーマに複数の応募があった場合は、この限りではない。）。
- （ウ）採点の結果、全体の平均得点が25点に満たない場合、または、複数の審査委員が審査項目（1）のいずれかについて普通未満の採点をした場合は失格とする。ただし、委員の採点に極端な差が生じた場合は協議によるものとする。

(3) 交付団体数

予算の範囲内とする。

5 交付の決定

区長は、審査委員会の審査結果及びアドバイザーの意見を参考に、補助金の交付について決定し、稲毛区自主企画事業補助金交付決定通知書（稲毛区自主企画事業補助金交付要綱様式第7号）又は稲毛区自主企画事業補助金不交付決定通知書（同様式第8号）により結果を通知する。

6 補則

その他審査に必要な事項は審査委員会で協議を行う。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。